

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本調達と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
 - (5) 清掃員を常時30人以上雇用していること。
 - (6) 仕様書で定める作業仕様により、作業計画を策定することができる者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
平成16年北海道告示第447号の2による。
また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(4)及び(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。
- 4 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成28年2月5日（金）から同年3月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
北海道総務部総務課

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....（総務部総務課）	25
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....（道立病院室）	28
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	30
○土地収用法による事業の認定.....（建設部総務課）	31
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....（経理課）	31
道監査委員告示	
○北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程.....	31
道監査委員公表	
○監査公表第2号.....	33
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	33

告 示

北海道告示第75号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋） 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階 第1研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）
- (2) 入札日時 平成28年3月17日（木）午前10時（送付による場合は、同月16日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 5に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/kokuji_k.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-231-4111 内線22-532

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse,

inclusive)

- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 17, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than March 16, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 22-532

北海道告示第76号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式
- イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式
- ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式
- アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本調達と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

- (5) 清掃員を常時20人以上雇用していること。
(6) 仕様書で定める作業仕様により、作業計画を策定することができる者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(4)及び(5)に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年2月5日（金）から同年3月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階 第1研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

- (2) 入札日時

ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで）平成28年3月17日（木）午前10時30分

イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで）平成28年3月17日（木）午前11時

ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで）平成28年3月17日（木）午前11時30分

（送付による場合は、同月16日（水）までに必着とすること。）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 5に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/kokuji_k.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者としない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部総務課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

- (3) 電話番号 011-231-4111 内線22-532

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)

b Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 6th floor to 8th floor, inclusive)

c Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 9th floor to 12th floor, inclusive)

B Bid tendering date and time :

a 10:30 A.M., March 17, 2016

b 11:00 A.M., March 17, 2016

c 11:30 A.M., March 17, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than March 16, 2016)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 22-532

北海道告示第77号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 内服薬（エビリファイ錠6MG）ほか145品目
イ 数量 入札説明書及び仕様書による。

146品目については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成28年4月1日から同年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格（医薬品）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階 保健福祉部1号会議室

(2) 入札日時 平成28年3月24日午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

各品目毎に落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5233

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 146 items

B Bid tendering date and time : 10:30 A.M., March 24, 2016

C Contact : Office of Prefectural Hospital, Bureau of Community Medical Policy, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5233

北海道告示第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
重油（JIS1種2号） 1,284,000リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年2月12日から同年3月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階 1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区

北3条西6丁目 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室）

- (2) 入札日時 平成28年3月25日午前10時（送付による場合は、同月24日午後3時まで）に必着

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

- (3) 電話番号 011-204-5232

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel oil (JIS class 1 No.2) 1,284,000 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 25, 2016
 (If mailed, bids must arrive no later than 3 : 00 P.M., March 24, 2016)
 C Contact : Office of Prefectural Hospital, Bureau of Medical Policy, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5232

北海道告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成28年2月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

地区名	事業の種類	縦覧場所
出雲東3	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
一已中央2	同	同
青雲	同	同
中幌向	同	同
浜益	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道石狩振興局
上幹線	農業用排水施設	北海道上川総合振興局
小川第1	同	北海道留萌振興局
朱文別	農業用排水施設、区画整理	同
別荘	同	同
湯の沢	同	同

北海道告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第82号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
なお、起業地の一部について収用の手続が保留されている。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 北見市
- 2 事業の種類 北見市庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 北海道北見市大通西3丁目及び大通西4丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び北見市に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起業地を表示する
図面の縦覧場所 北見市役所
- 6 収用の手続が保留
されている起業地 北海道北見市大通西3丁目及び大通西4丁目地内

北海道告示第83号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成28年3月1日から施行する。

平成28年2月5日

北海道知事 高橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項釧路市漁業協同組合の事項を削り、同項釧路市東部漁業協同組合の事項の位置の欄中「同」を「釧路市」に改める。

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月5日

北海道監査委員 内 海 英 徳
 北海道監査委員 小 林 郁 子
 北海道監査委員 鮎 谷 長 藏
 北海道監査委員 竹 谷 千 里

北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、本人」を「、開示の区分並びに本人」に、「法定代理人」を「代理人」に、「又は成年被後見人の別」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別（以下「代理人の区分」という。）」に改める。

第4条中「法定代理人で」を「代理人で」に改め、「並びに」の次に「法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」を加え、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第5条第2項中「写し及び」を「写し並びに法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」に、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）

第16条の2 次に掲げる者については、条例第26条ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている者
- (2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第26条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第11号様式の2の写しの交付費用免除申請書を監査委員事務局に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該保護を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

第18条第2項及び第25条第2項中「法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人の別」を「代理人の区分」に改める。

別記第1号様式中「識別番号」を「個人番号
識別番号」に改める。

別記第2号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による請求の」に、

「 4 本人の未成年者又は

成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）

(1) 未成年者	(2) 成年被後見人
----------	------------

を

「

4 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の請求のみに限ります。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
--	---

」

に、

「

6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

」

を

「

6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書） (3) その他 ()
----------	--

」

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第4号様式中末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第6号様式中末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2（第16条の2関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第26条ただし書の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に係る負担すべき費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）の免除を申請します。

1 開示決定年日及び番号	年 月 日付け 第 号
2 免除を受けようとする額	円
3 免除を受けようとする理由（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 生活保護法による保護を受けているため (2) その他
4 備 考	

注1 生活保護法による保護を受けていることを理由に免除を受けようとする場合は、当該保護を受けていることを証明する書面を添付してください。

2 その他の理由で免除を受けようとする場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本工業規格A4)

別記第12号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による訂正請求の」に、

「

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

」

を

「

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の訂正請求のみに限ります。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
--	---

」

に、
「

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

」

を
「

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
----------	---

」

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第18号様式中「又は同条第2項」を「若しくは第2項又は同条第3項」に、「法定代理人による請求の」を「代理人による利用停止請求の」に、

「

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別 (該当する番号を○印で囲んでください。)	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
--	---------------------

」

を
「

5 代理人の区分 (該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の利用停止請求の場合に限ります。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
--	---

」

に、
「

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

」

を
「

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
----------	---

」

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

附 則

この規程は、平成28年2月5日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成27年度に係る随時監査（工事）の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成28年2月5日

北海道監査委員 内 海 英 徳
北海道監査委員 小 林 郁 子
北海道監査委員 鉛 谷 長 藏
北海道監査委員 竹 谷 千 里

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察北見方面本部告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月5日

北海道警察北見方面本部長 藤 井 祐 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
ア 自動車用ガソリン J I S 2号 208,800リットル
イ 軽 油 J I S 1号、2号及び3号 8,100リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 給油票を提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6

- 号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 - (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
 - (6) 納入する物品について、契約担当者が指定する数量を納入することができること。
 - (7) 北海道警察北見方面本部（北見市青葉町6番1号）から半径3キロメートルの範囲内において営業する直営又は代行の給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。以下同じ。）で給油が可能なこと。
 - (8) 上記(7)にあつては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）においても給油が可能なこと。
 - (9) 北見市留辺蘂町、端野町及び常呂町、常呂郡置戸町及び訓子府町、紋別郡遠軽町及び興部町、網走市、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、紋別市、札幌市、旭川市並びに釧路市において営業する直営又は代行の給油取扱所で給油が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(9)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期	平成28年2月5日（金）から同年3月7日（月）まで（休日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課調度係
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察北見方面本部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部 303号会議室（送付による場合は、郵便番号 090-8511 北見市青葉町

- 6番1号 北海道警察北見方面本部会計課)
- (2) 入札日時 平成28年3月17日（木）午前11時（送付による場合は、同月16日午後5時までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察北見方面本部のホームページ（<http://www.kitamihonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課
 - (2) 所在地 郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号
 - (3) 電話番号 0157-24-0110 内線 2233
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter :
- a Gasoline for automobiles (JIS 2) 208,800 liters
 - b Light (Diesel) oil (JIS 1, 2 and 3) 8,100 liters
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 17, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 16, 2016)

C Contact : Finance Divison, Hokkaido Kitami Area Police Headquarters, Aoba-cho 6-1,
Kitami, Hokkaido 090-8511 Japan
Phone : 0157-24-0110 Extension 2233

正 誤

○平成28年1月19日（第2752号）

次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

51 右 34

誤 北海道留萌振興局告示第1号

正 北海道留萌振興局告示第1001号
